

認定基準の比較（主な変更点）

1 紙製品

	新基準案	現基準	新基準案	現基準	新基準案	現基準
商品類型	紙製の事務用品	再生パルプ使用一般事務用品	包装用の用紙	再生パルプ使用包装用紙	紙製の包装用材	再生パルプを使用した包装用材
対象商品範囲	紙製の ・文具 ・事務用具 ・写真用品	紙製の一般事務用品	・包装紙 ・包装袋 ・封筒	・包装紙 ・紙袋 ・紙トレー	・包装用緩衝材 ・粘着テープ ・紙ひも ・紙トレー等	・包装用緩衝材、 ・粘着テープ ・紙ひも等
製品全体の古紙配合率（重量比）	50%以上 （紙以外の材料使用の場合70%以上） かつ、各部材として 紙 50%以上 板紙 90%以上 段ボール 100%	50%以上	包装紙 30%以上 包装袋 30%以上 封筒 40%以上	包装紙 20%以上 紙袋 20%以上 （封筒 30%以上）	緩衝材、紙ひも等 100% 粘着テープ等（支持体）50%以上 （巻心）90%以上 紙トレー 90%以上	緩衝材 100% 紙ひも等 70%以上 粘着テープ等 40%以上 （紙トレー 50%以上）
白 色 度	70%程度以下					
塗 工 量	30g/m ² 以下 *紙、板紙使用の製品のみ					

* 新認定基準では、上記の他、製造時において環境法規等を遵守すること、製品にリサイクル阻害材料（禁忌品）を含まないことや、蛍光増白剤の過剰な使用のないこと、製品の包装材のリサイクルの容易さ等についても規定している。

2 再生材料を使用したタイル・ブロック

	新基準案	現基準
商品類型	再生材料を使用したタイル・ブロック	廃材を使用したタイル・ブロック
対象商品範囲	現基準に加え、 建築用セラミック、建築用ブロック、 舗装用コンクリート平板	タイル、道路舗装用煉瓦およびブロック
再生材料の原料	現基準に、 廃ガラス、陶磁器屑等12種類を追加	建材廃材、廃ゴム、廃プラスチック等5種類
再生材料の配合割合	全原料に対し、 常温成型品 60%以上 焼成品 50%以上 *生活発生系汚泥等は各10%減まで認定	常温成型品 100% （結合材除く） 焼成品 焼却灰系 60%以上 スラグ系 40%以上 （全原料に対し）
重金属等	溶出基準および含有量基準	溶出基準

* 新認定基準では、上記の他、製造時において環境法規等を遵守することやCO₂排出への配慮、製品の廃棄、リサイクルの容易さ等についても規定している。

3 生分解性潤滑油

	新基準案	現基準
商品類型	「生分解性潤滑油」	「生分解性2サイクル機関用エンジンオイル」 「生分解性の油圧作動油」 「生分解性の潤滑油」
対象商品範囲	現基準を包含	・2サイクル機関用エンジンオイル ・油圧作動油 ・グリースを含む潤滑油
生分解性	OECD化学品テストガイドライン301Bまたは301Cの方法による生分解度が60%以上	CEC規格 L-33-T82の方法による生分解度が67%以上
生態系への影響	LC ₅₀ 100 mg/l (LC ₅₀ : 50%致死濃度)	
有害物質	EDTA、ノニールフェノール系の界面活性剤を使用しないこと	規制物質を含有していないこと

* 新認定基準では、上記の他、製造時において環境法規等を遵守すること、容器等についても規定している。

4 木材等を使用したボード

	新基準案	現基準
商品類型	木材等を使用したボード	廃木材等を使用したボード
対象商品範囲	JIS A5905 および 5908 に規定されたボード又は同等のもの	JIS A5905 ~ 5908 に規定されたボード又はもみがら等を使用した同等のもの
製品の再・未利用木材配合率	木質部 100 %	90 %以上
木質以外の材料使用率	製品全体の5%以下 (重量比)	
添加剤	防蟻剤、防腐剤、難燃剤および、トルエン、キシレンの使用のないこと	有害物質が含有されないこと
ホルムアルデヒドの放出	1.5 mg/l 以下	

* 新認定基準では、上記の他、製造時において環境法規等を遵守すること、製造時の使用エネルギー、焼却処理時の負荷低減等についても規定している。

注) 環境に関する基準についての比較